正倉院所蔵「華厳経論帙内貼文書」 (いわゆる新羅村

宋院範

落文書)

について

はじめに

る。 正倉院所蔵の新羅文書は、一次史料の少ない古代新羅史研究におい 正倉院所蔵の新羅文書は、一次史料の少ない古代新羅史研究におい 正倉院所蔵の新羅文書は、一次史料の少ない古代新羅史研究におい 正倉院所蔵の新羅文書は、一次史料の少ない古代新羅史研究におい

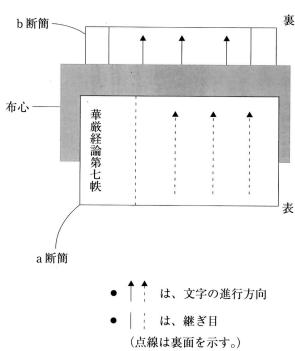
ぐって、従来の見解とはまったく異なる理解があらわれはじめている文書研究に新しい方法論が導入され、文書の成立年代や性格付けをめし最近、本文書に関する研究は韓国において新しい局面を迎えている。しか、八六年の浜田耕策氏による研究史の整理以来あまりみられない。しか近年、日本での本文書に関する研究成果は、筆者の知る限り、一九

からである。

釈読や研究の方法についての私見も提示してみることにしたい。最近までの日韓両国における研究動向の整理を行い、さらには文書のそこで本稿では、古代新羅史研究の前提となる基礎的作業として、

一 文書の伝来と現状

「華厳経論第七帙」の現状



を知ることができる。近年では、二〇〇二年に奈良国立博物館で行わ

た写真があり、また影写本が作られているので、それにより記載内容 されたので、現状では見ることができない。現在はその際に撮影され られて使用されたのであろう。

なお、本文書は、

修理終了とともに、発見された際と同じ状況に戻

て払い下げられ、帙の内貼として使用する際に必要な分だけが切り取 本来巻物の形で某官司で保管されていたものが、反故紙として一括し

五 れた第五四回正倉院展で、「華厳経論帙」が公開された。 にしても、各研究者によって評価は様々である。 文書の内容については、新羅の行政文書であることは明らかである

①民政文書〔野村忠夫:一九五三〕、②村落文書〔旗田巍:一九五八、 称も、これまで各研究者により様々であった。一九三三年の紹介以来

したがって文書の呼

③新羅国官文書〔正倉院の書蹟:一九六四〕 [川副武胤:一九六

④禄邑支給帳様文書〔武田幸男:一九七六〕、⑤均田成冊〔兼若

問題であり、文書内容から文書名をつけることについては慎重である 称がこれまで付けられている。本文書の性格付けはなお検討を要する 逸之:一九七九 a、b]、⑥村落帳籍 [崔南善:一九五四] などの呼

書」と呼ぶことを提唱したい。 本稿では、文書の現状を重視して、 ひとまず 「華厳経論帙内貼文

日韓における研究史とその課題

紹介して以来、本文書は新羅史だけではなく、韓国古代史全体の中で 九五三年に野村忠夫氏が本文書を「新羅民政文書」という名称で

数の紙を貼り継いだ文書であることは明らかであるから、おそらくは

の文書であると思われるが、記載内容は連続していない。

簡の二紙目が完存していることから、約五一センチメートルになるこ

が約六○センチメートルである。なお、完全な紙一枚の長さは、 九・六センチメートル、横はa断簡が約五八センチメートル、

文書の寸法は、写真からの実測によると、縦がa・b断簡共に約二

b 断簡

b 断

る文書

べきであろう。

から同一 とがわかる。

両断簡は、

界線、

書風、

記載様式などが共通であること

理を行ってみたい。 重要な位置を占めるようになった。ここでは四期に分けて研究史の整

かるものであった。本文書に関する従来の研究について、最も基礎的 始まる第四期(一九九五年―現在)は、これまでの研究の見直しをは した時期であった。最後に、一九九五年の尹善泰氏による問題提起に 究が、新羅史だけではなく、韓国古代史の全体にとって、大きく貢献 だろう。さらに第三期(一九八六―九五年)は、本文書についての研 の本文書についての研究史が、ひとまず完了したというところにある て集中的な研究が行われた。そして第二期の特記すべき点は、日本で 書の紹介と基礎的な性格についての研究が多い。第二期(一九七四― 点を喚起したことの意義は大きい。 な部分ですら改めて検討し直される余地があるのではないか、という 八六年)は、第一期の研究が基礎になって、文書の重要な部分につい 四期の特徴を概観すると、まず第一期(一九五三―六九年)は、文

義について簡単に触れることにする。日本での研究成果は、人名を□(**) で囲んで区別しておく。またハングルで書かれた研究成果は、原題を ()の中にあらわす。以下の論文を本文中に引用する際は、〔野村忠 次に、各時期で重要な研究と思われる論文をあげて、その特徴と意

第一期 (一九五三—六九年)

夫:一九五三〕のように表す。

|野村忠夫|:一九五三年「正倉院より発見された新羅の民政文書につい

て」 『史学雑誌』 六二―四

:一九五四年「日本正倉院発見の新羅民政文書」(日本正倉 院発見의 新羅民政文書)『学林』三→一九

七一年『韓国古代史の研究』新丘文化社

崔南善 : 一九五四年「新羅帳籍零簡」『三国遺事』民衆書館

一九五六年「新羅の律令攷」(新羅의 律令攷)『ソウル大 学校論文集 人文社会科学』四→一九六八年

田鳳徳

七一年、渡部学・李丙洙訳『李朝法制史』北 『韓国法制史研究』ソウル大学出版部→一九

朴時亨 一九五七年「新羅帳籍の研究」(新羅帳籍의 研究) 『歴史

科学』ピョンヤン、一九五七─六→一九六六

年『広開土王陵碑』ピョンヤン、社会科学出

呉章煥 一九五八年「新羅帳籍よりみた九世紀前後のわが国の社会

経済的状況に関するいくつかの問題」(新羅

問題)『歴史科

帳籍에서 본 九世紀前後의 우리나라의

형편에 대한 몇 가지의

学』ピョンヤン、一九五八―五

旗田巍 :一九五八、九年「新羅の村落―正倉院にある新羅村落文書

の研究―」『歴史学研究』二二六・二二七。

→一九七二年『朝鮮中世社会史の研究』法政

大学出版局

崔吉成 一九六〇年「新羅における自然村落的均田制―旗田氏の

「新羅の村落」に関する若干の問題――」 『歴史

学研究』二三七

|川副武胤|:一九六五年「新羅国官文書の作帳年次について」||大和文 化研究』一○—九→一九八○年『日本古代王

朝の思想と文化』 吉川弘文館

:一九六五年「韓国土地制度史(上)」『韓国文化史大系2』

高麗大学校民族文化研究所

一九六九年 「新羅の禄邑について」(新羅의 禄邑에 대

叢』新丘文化社→一九八九年『韓国中世土地 から)『李弘稙博士回甲紀念 韓国史学論

所有研究』一潮閣

本文書研究の草創期である第一期で、特記される論文は二つである。

まず野村忠夫氏の研究は、 いうところに第一の意義があるだろう。また氏は、本文書が律令法と 初めて本文書を紹介し、 釈文を提示したと

律令国家の本質の解明に役立つと提言し、李弘稙・崔南善・田鳳徳の

に進め、精緻な釈文を提示し、文書作成年代についての見解を示した。 諸氏に大いに影響を及ぼした。次に旗田巍氏は、本文書の研究をさら

氏の文書作成年代としての七五五年説は、第二期の武田幸男氏の論文 が公表されるまで、日韓学界の通説的な位置を占めることになった。

第二期 (一九七四—八六年

虎尾俊哉|:一九七四年 「正倉院所蔵新羅国民政文書に見える「計烟

の算出法について」『歴史』四五→一九八二

年『古代典籍文書論考』吉川弘文館

石上英一二一九七四年 「古代における日本の税制と新羅の税制」

朝

鮮史研究会論文集』一一

:一九七五年a「統一新羅の村制について」『日本歴史』三

明石一紀

:|九七五年b「続・統|新羅の村制について」『民衆史研

究 一三

|武田幸男:一九七六年「新羅の村落支配-―正倉院所蔵文書の追記を

めぐって―」『朝鮮学報』八

木村誠 :一九七六年 「新羅の禄邑制と村落構造」『歴史学研究』 別

冊

兼若逸之:一九七六年 (明石一紀氏の一九七五年a論文評)「新羅古

文書をめぐる問題について―計烟計算の「基

本数」およびその「分数化」を批判する―」

(新羅古文書를 둘러싼 問題에 대하여—

計烟計算의 「基本数」 및 ユ 分数化量

批判함——)『韓国史研究』 一四

九七九年a「新羅「均田成冊」の研究―いわゆる民政

〔村落〕文書の分析を中心に―- 〕 〔新羅 「均田

成冊」의 研究―이른바 民政 (村落)

分析을 中心이로—)『韓国史研究』二

Ξ

의

九七九年b「新羅 「均田成冊」での烟人動態の復原試

図」(新羅「均田成冊」에서의 烟人動態의

復原試図)『韓国史研究』二七

九八〇年

(新羅「均田成冊」 에 서 推定되た 平均寿 「新羅「均田成冊」より推定される平均寿命」

命)『韓国史研究』三〇

九八四年a「新羅 「均田成冊」での烟人動態の実態

(新羅「均田成冊」 のなり 烟人動態의 実

態)『誠信研究論文集』一七

、一九八四年b『新羅「均田成冊」の分析を通じてみた村落

支配の実態』(新羅「均田成冊」의 分析을

唇하の 본 村落支配의 実態)延世大学校

大学院博士学位論文

制에 대하여(1))『歴史科学』ピョンヤン、:一九七七年「新羅の丁田制について(1)」(新羅의 丁田

一九七七—四

:一九七八「新羅の丁田制について (2)」(新羅SF 丁田制

에 대하여(2))『歴史科学』ピョンヤン、

一九七八—一

李泰鎮 :一九七九年「新羅統一期の村落支配と孔烟―正倉院所蔵の

村落文書再検討―」(新羅統一期의 村落支

配外 孔烟—正倉院所蔵의 村落文書再検討

—) 『韓国史研究』 二五

地制度)『高麗土地制度史研究』高麗大学校:一九八〇年「新羅統一期の土地制度」(新羅統一期의 土

出版部

□ ・・一九八〇年「新羅帳籍を通じてみた統一新羅の村落支配体

制」(新羅帳籍會 唇奇罗 본 統一新羅의

村落支配体制)『歴史学報』八六

(正倉院発見新羅村落文書에 대하の)『歴史

:一九八〇年「正倉院発見新羅村落文書について」

李鍾旭ほか討論

学報』八六

|浜中昇||:一九八二年「統一新羅における均田制の存否」『朝鮮学

報』一○五→一九八六年

:一九八三年「新羅村落文書にみえる計烟について」『古代

文化』三五—二→一九八六年

・一九八五年「統一新羅の村落と村主」『歴史学研究』五四

七

:一九八六年『朝鮮古代の経済と社会―村落・土地制度史研

究—』法政大学出版局

崔在錫 :一九八二年「統一新羅の家族形態―新羅村落文書の分析

—」(統一新羅의 家族形態—新羅村落文書

习 分析─)『東方学志』三四

李宇泰 :一九八三年「新羅村落文書の村域についての一考察」(新

羅村落文書의 村域에 대한 一考察) 『金

哲埈博士華甲紀念史学論叢』知識産業社

|浜田耕策|:一九八六年「「新羅村落文書」研究の成果と課題―その作

制―中国朝鮮の法と国家―』汲古書院

成年および内省の禄邑説を中心に―」 『律令

第二期は、本文書研究の深化期といえるだろう。まず武田幸男氏は、

若逸之氏は、統一新羅において均田制が受容されたとする立場から、帳」と理解するなど、後の研究に及ぼした影響は絶大である。また兼給された「禄邑」関係の文書の一種と解釈し、文書の性格を「禄邑であると主張した。また氏は本文書を、内省あるいは内省の官職に支

注目し、それを後の追記とみなした上で、文書の作成年代は八一五年今までの研究が詳細には触れなかった本文書の別筆とみられる文字に

統一新羅での均田制の実施に否定的な立場から、兼若逸之氏の「均田 本文書の性格を「均田成冊」と位置付けた。これに対し浜中昇氏は、

成冊」説を批判した。

第三期 (一九八六—九五年)

李仁哲 一九八六年「新羅統一期の村落支配と計烟」(新羅統一期

村落支配外 計烟) 『韓国史研究』 五四

一九九三年a『新羅の村と村民支配に関する研究―正倉院

所蔵新羅帳籍を中心に—』 (新羅의

村民支配에 관한 研究―正倉院所蔵新羅帳

籍令 中心으로》韓国精神文化研究院博士学

位論文→一九九六年

一九九三年b「新羅帳籍にみえる村の形態と性格」(新羅

帳籍에 보이는 村의 形態와 性格) 『先

史と古代』五

一九九三年c『新羅政治制度史研究』一志社

一九八七年「新羅の禄邑についての若干の問題点」(新羅

と諸科学 開校八〇周年紀念論叢』東国大学 禄邑에 대한 若干의 問題点) 『仏教

校。→一九八九年『韓国中世土地所有研究』

一潮閣

:一九八七年 「新羅村落文書についての新考察」(新羅村落

→一九九一年『三国及び統一新羅税制の研 文書에 대한 新考察) 『韓国史研究』 六四

> 究 (三国 및 統一新羅税制의 研究) 歴

史批評社

|安部井正|:一九八九年「新羅村落文書に見える九等戸区分について」

『朝鮮学報』一三三

金鍾璿 :一九八九年a「正倉院所蔵新羅帳籍にみえる奴婢」(正倉

院所蔵新羅帳籍の 보う는 奴婢) 『歴史学

報一三三

:一九八九年b「日本正倉院所蔵新羅帳籍の作成年度とその

歷史的背景」(日本正倉院所蔵新羅帳籍의

作成年度斗 ユ 歴史的背景)『アジア文

化五

李喜寛 :一九八九年「統一新羅の官謨田畓」(統一新羅의 官謨田水

:一九九二年a「統一新羅時代の村主位田畓と村主勢力の成

巴 「韓国史研究」六六

長」(統一新羅時代의 村主位田治과 村主

勢力의 成長) 『国史舘論叢』 三九

:一九九二年b [統一新羅時代官僚田の支給と経営] (統一

新羅時代官僚田의 支給과 経営)『新羅産

業経済の新研究』一三

九九四年a「新羅村落帳籍にみえる村の性格」(新羅村

落帳籍에 보이는 村의 性格)『李基白先

生古稀紀念 韓国史学論叢 (上)』

:一九九四年b『統一新羅土地制度研究—新羅村落帳籍に関 する検討を中心に―』(統一新羅土地制度研

究―新羅村落帳籍에

관 한

検討를

中心。

昱―) 西江大学校博士学位論文→一九九九年

一九九五年a「統一新羅時代の烟受有田峦とその経営農

民」(統一新羅時代의 烟受有田尘과 ユ

経営農民)『史学研究』五〇

:一九九五年b「統一新羅時代の孔烟の構造に関する新しい

についての検討」(新羅의 支配体制와 関

連하는 몇 가지의 論争에 대한 検討)

『韓国古代史論叢』七

李泰鎮 :一九九〇年「新羅村落文書の牛馬」(新羅村落文書의 牛

馬) 『碧史李佑成教授定年紀念論叢 民族史

の展開とその文化 (上)』

前後期租税制度의の変動」『歴史と現実』四李仁在 :一九九〇年「新羅統一前後期租税制度の変動」(新羅統一

九九三年「新羅統一期烟戸の土地所有」(新羅統一期烟

戸의 土地所有) 『東方学志』 七七—七九合

併号

一期租税収取基準斗 等級烟) [歴史と現九九四年 [新羅統一期租税収取基準と等級烟] (新羅統

美一

: 一九九五年『新羅統一期土地制度研究』延世大学校博士学

位論文

南豊鉉 :一九九二年「正倉院所蔵新羅帳籍の吏読研究」(正倉院所

藏新羅帳籍의 吏読研究)『中斎張忠植博士

華甲紀念論叢

浜中昇 : 一九九三年「新羅村落文書を通してみた土地開発と分村」

『神田外語大学紀要』五

金琪燮 :一九九三年「新羅統一期の戸等制と孔烟」(新羅統一期의

戸等制와 孔烟) 『釜大史学』 一七

李宇泰 :一九九三年「新羅西原京研究の現況と課題―村落文書を中

心に」(新羅西原京研究의 現況과 課題―

村落文書를 中心이로―)『湖西文化研究』

__

魏恩淑 :一九九五年「帳籍文書を通じてみる新羅統一期農家の副業

経営」(帳籍文書을 通해 본 新羅統一期

農家의 副業経営)『釜大史学』一九

田・官謨田浩・烟受有田
・村主位

高一般村とする立場から、文書を「村別田

高一般村とする立場から、文書を「新羅帳籍」とし、文書作成年度は八一五という立場から、本文書を「新羅帳籍」とし、文書作成年度は八一五という立場から、本文書を「新羅帳籍」とし、文書作成年度は八一五という立場から、本文書を「新羅帳籍」とし、文書作成年度は八一五という立場から、本文書を「新羅帳籍」とし、文書作成年度は八一五という立場から、本文書を「新羅帳籍」とし、文書作成年度は八一五の表と理解した。李喜寛氏は、本文書に記された村は一般的な行政村であると、まず李仁哲氏は、本文書に記された村は一般的な行政村である。

度の成立と運用に関して考察した。これらに対して李仁在氏は、

う国家の土地・民衆の支配方式の転換に焦点を合わせて分析したとこ を活発に行ったとみてよいと主張する。 落が小規模であると指摘しながら、各村が分村を目的にする土地開発 浜中昇氏は、第二期の研究をさらに進展させて、同文書の四箇所の村 ていたが、南氏により、体系的な文書の理解が可能になった。さらに 本文書の研究において、難解な吏読の存在は、文書の理解を困難にし ろに特徴がある。その他見逃せないのは、南豊鉉氏の吏読研究である 新羅期の土地制度を、強化された私的土地所有権の成長と、それに伴

第四期 (一九九五—現在)

一九九五年「正倉院所蔵新羅村落文書の作成年代―日本の

新羅村落文書의 作成年代―日本의 華厳経

華厳経論流通状況を中心に―」(正倉院所蔵

論流通状況會 中心으로—)『震檀学報』八

九九六年

本の帳籍文書との比較検討を中心に―」(新

「新羅村落文書の作成年代と記載様式―中国日

羅村落文書의 作成年代外 記載様式—中国

日本의 帳籍文書와의 比較検討를 中心이

弖─)『歴史学会月例発表会発表文』(三三二

九九八年 「新羅の力禄と職田-―禄邑研究の進展のための

提言―」(新羅의 力禄과 職田-禄邑研究

의

進展을 위한

提言—)『韓国古代史研

:二〇〇〇年 a 『新羅統一期王室の村落支配—新羅古文書と

木簡の分析を中心に―』(新羅統一期王室의

村落支配—新羅古文書外 木簡의

中心으로―)ソウル大学校博士学位論文

:二〇〇〇年b「新羅村落文書の記載様式と用途」(新羅村 落文書의 記載様式斗 用途) 『韓国古代中

世古文書研究 (下)』ソウル大学校出版部

李仁哲 :一九九六年『新羅村落社会史研究』一志社

:二〇〇〇年 「新羅統一期の私的土地所有関係の展開」(新

羅統一期의 私的土地所有関係의 展開)

『歴史学報』一六五

:一九九七年a「統一新羅時代戸等制の性格と機能に関する

研究」(統一新羅時代戸等制의 性格과

能에

: 一九九七年b「統一新羅期戸等算定基準」『歴史と現実』

李喜寛 : 一九九七年 「統一新羅時代の内視令と村落支配」(統一新

羅時代의 内視令과 村落支配) |歴史学

報一五三

:一九九九年 『統一新羅土地制度史研究』一

李仁在 : 一九九八年「新羅統一期の結負制」(新羅統一期의 結負

制)『東方学志』一〇一

金寿泰 : 二〇〇〇年 「新羅の村落帳籍」(新羅의 村落帳籍) 「韓国

古代史学会夏季セミナー発表文』

献の整理も豊富である。本稿と合わせて参照されることを願う。 世界の韓国での研究成果を論点ごとに分けて分析したもので、参考文 で書の研究に対して、基礎的な部分からの再検討を迫ることとなった。 文書の研究に対して、基礎的な部分からの再検討を迫ることとなった。 文書の研究に対して、基礎的な部分からの再検討を迫ることとなった。 大門な試みであった。尹氏の論旨は後に詳しく触れた。一方、尹善泰氏による一連の成果は、それまでの本 場面期には、第三期の李仁哲・李喜寛両氏の研究成果が、単行本と

う二点に絞り、さらに詳細に検討していきたい。
るのではなかろうか。そこで以下では、文書の判読と文書作成年といに関する研究は、改めて基礎的な部分から再検討する時期を迎えてい礎的な部分が問題として残されていることが明らかになった。本文書整理してみた。その結果、文書の判読と文書作成年代という、最も基以上のように本文書について、約五〇年間の研究史を四期にわけて

三 文書の釈読

いるが、近年、金寿泰氏は、旗田巍・武田幸男・兼若逸之・李基白・小るが、近年、金寿泰氏は、旗田巍・武田幸男・兼若逸之・李基白・の多くは、武田氏のものを踏襲している。一方韓国においては、李基の毎くは、武田氏のものを踏襲している。一方韓国においては、李基かでも以後の研究に最も大きな影響を及ぼしたのは、武田幸男氏の提示された釈文である〔武田幸男:一九七六〕。以後日本で出された釈文をは、武田兵の後の研究で、各研究者はそれぞれ釈文を提示しているが、なこれまでの研究で、各研究者はそれぞれ釈文を提示しているが、な

おり有用である。(1) 本に哲・李喜寛・尹善泰の七人の示した釈文を比較して表にまとめて

写真版と活字版の両方が提示されている。 写真版と活字版の両方が提示されている。 写真版と活字版の両方が提示されている。 こうした様々な釈文が提示されている。 写真版と活字版の両方が提示される背景には、基礎となる文書の写真 では正倉院裏図録では、平成三年度と平成一四年度のものと、『韓国古代中世 で正倉院展図録では、平成三年度と平成一四年度のものに収められて で正倉院展図録では、平成三年度と平成一四年度のものに収められて では正倉院裏図録では、平成三年度と平成一四年度のものに収められて では正倉院裏図録では、平成三年度と平成一四年度のものに収められて では正倉院裏図録では、平成三年度と平成一四年度のものに収められて では正倉院裏図録では、平成三年度と平成一四年度のものと、『韓国古代中世 は正倉院書務所編の『正倉院の書蹟』(日本経済新聞社、一九六四年)、そし では正倉院書務所編の『正倉院の書蹟』(日本経済新聞社、一九六四年)、そし では正倉院書務所編の『正倉院の書蹟』(日本経済新聞社、一九六四年)、そし

ると必ずしも踏みこんだものとはなっていない。であるが、その判読の特徴は、慎重を期すあまり、従来の釈文に比べ正倉院事務所が一九九五年に示した釈文は、現段階では最新のもの

末に示す。 再検討を行った。これまでの釈読の成果をふまえ、筆者の釈読案を稿 筆者は今回、正倉院事務所より本文書の写真の頒布をうけ、釈文の

四 文書作成年代について

上の○は、乙未年を指す。 第五四回正倉院展における「華厳経論帙」の説明によると、本文書 第五四回正倉院展における「華厳経論帙」の説明によると、本文書 との○は、乙未年を指す。 第五四回正倉院展における「華厳経論帙」の説明によると、本文書

○七五五年:旗田巍、崔吉成、兼若逸之、李基白、姜晋哲、金寿泰

七五六年:川副武胤

七五七年:野村忠夫

七五八年:明石一紀、南豊鉉

○八一五年:李弘稙、崔南善、田鳳徳、武田幸男、木村誠、浜田耕策、

金基興、李仁哲、李喜寛

八一六年:金哲埈、

朴時享

○八七五年:李弘稙、崔南善、金鍾瑢

八七六年:金哲埈、朴時享

官月俸; 、復賜:禄邑:」という記事に注目する。あるとし、『三国史記』景徳王一六年(七五七)三月条の「除:內外群

せて紹介したい。

せて紹介したい。

は、作成年代の問題にとどまらず、斬新な研究方法を導入し新たな問題提起を行っている点で画期的である。以下では尹氏の本文書の作成題提起を行っている点で画期的である。以下では尹氏の本文書の作成は、作成年代の問題にとどまらず、斬新な研究方法を導入し新たな問は、作成年代の問題にとどまらず、斬新な研究方法を導入し新たな問

論」が新羅から日本にもたらされた過程の問題である。 文書に記載された「年」「壹月」などの表記の問題、第二は、「華厳経 (望) 尹氏は二つの観点から本文書の作成年代を推定している。第一は、

いたことがわかる。尹氏はこの事実に注目する。 ち至徳三載(七五八)にかけて、「年」ではなく「載」の字を用いて 徳三載、為、乾元元年、」とあることから、唐の天宝三載(七四四)か た、同巻一〇、粛宗本紀、至徳三載(七五八)二月丁未条に「改、至 紀下、天宝三載(七四四)正月丙辰朔条に「改、年為、載」とあり、ま まず第一の問題からみてみよう。『旧唐書』巻九、本紀九、玄宗本

を作成年代とする説にとって不利な証拠となるだろう。 を作成年代とする説にとって不利な証拠となるだろう。 を作成年代とする説にとって不利な証拠となるだろう。 を作成年代とする説にとって不利な証拠となるだろう。 を作成年代とする説にとって不利な証拠となるだろう。 ところも、唐の影響を受けて「載」の字が使用されていたのである。ところも、唐の影響を受けて「載」の字が使用されていたのである。ところも、唐の影響を受けて「載」と思してで、本文書では「年」の字が使用されている。このことは、七五五年で、本文書では「天宝十三載」とあるが如うに、「年」を「載」と記してこれとほぼ同時期の新羅の金石文の中に、「年」を「載」と記してこれとほぼ同時期の新羅の金石文の中に、「年」を「載」と記して

巻六、本紀六、則天皇后載初元年(六八九)正月条によると、則天武后の時代に周正(周暦)を採用したことがあった。『旧唐書』

月‧為;一月:
改‧永昌元年十一月‧為‧載初元年正月‧、十二月為‧臘月‧、改‧旧正

復している。これらは実際、唐代の古文書にも実例がある。(23)と称することを定めている。そして久視元年(七〇〇)に至って旧にとあり、この時から旧来の十一月を正月、十二月を臘月、正月を一月

月)を正月と定めたことがわかる。(七○○)条に「復以…立寅月、為ュ正」とあり、旧に復し立寅月(一月・為ュ正」とあり、この時立子月(十一月)を正月と定め、同九年『三国史記』巻八、新羅本紀八、孝昭王四年(六九五)条に「以∵立子中国での変更をうけて、新羅においても月の呼称が変更されている。

以上のことから、本文書のb断簡三一行にみえる「甲午年壹月」の 以上のことから、本文書のb断簡三一行にみえる「甲午年壹月」の 以上のことから、本文書のb断簡三一行にみえる「甲午年壹月」の 以上のことから、本文書のb断簡三一行にみえる「甲午年壹月」の しないと、十一月と混同する恐れがあるからである、と。

いたと推定する。

を壹月と書いていた事例があるとする。また金寿泰氏は、同じく則天読み、甲寅年は七七四年と推定されることから、八世紀中頃にも正月は、新羅慶州の雁鴨池出土八号木簡を「甲寅年壹月九日□□□」とこれに対しては、李喜寛氏と金寿泰氏による反論がある。まず李氏

密接に関わる『華厳経論』そのものの、日本への流入過程に着目する。(29) 大に第二の問題に移ろう。尹氏は、経帙の内貼に使われた本文書と七四年にも正月を壹月と記したという解釈には承服し難いという。(28) 大に第二の間の判読において、恣意的な解釈をしていると批判し、喜寛氏が右の木簡の判読において、恣意的な解釈をしている。氏は、李尹善泰氏は李喜寛氏の批判に対して、再反論をしている。氏は、李

○分は存在していたことになるとし、霊辨の一○○巻本がおさめられて経」八○巻の注釈書として、唐の李通玄(六三五―七三○、あるいは魏の霊辨(四七七―五二二)が撰した一○○巻本があり、「新訳華厳魏の霊辨(四七七―五二二)が撰した一○○巻本があり、「新訳華厳魏の霊辨(四七七―五二二)が撰した一○○巻本があり、「新訳華厳魏の霊辨(四七七―五二二)が撰した一○○巻本があり、「新訳華厳魏の霊辨(四七七―五二二)が撰した一○○巻本がおさめられて、北東・八○巻の注釈書として、北東・ (本書)

経奉請文書継文」に「華厳経論一部六十五巻 殼皮帙七枚」(『大日本月一九日「自内裏奉請疏本」(『大日本古文書』一〇巻二七八頁)に所論六十五巻」が注目される。その中でも天平一九年(七四七)一二厳論六十五巻」が注目される。その中でも天平一九年(七四七)一二が論六十五巻」が注目される。その中でも天平一九年(七四七)一二人の方、文献史料から当時日本に将来された『華厳経論』について考

は指摘している。いる本文書も楮紙であることから、両者は密接に関連していると尹氏いる本文書も楮紙であることから、両者は密接に関連していると尹氏ちなみにここにみえる「殼皮」とは原料の楮であり、内貼に使われて古文書』一七卷一二九頁)とあり、その所有者は審祥であるとされる。

にしぼられ、この間に存在する「乙未年」=六九五年以外には考えららなければならない。一方、本文書も断簡の一六行にみえる「西原らなければならない。一方、本文書も断簡の一六行にみえる「西原らなければならない。一方、本文書も断簡の一六行にみえる「西原らなければならない。一方、本文書も断簡の一六行にみえる「西原に入八五年となる。かくして本文書も断簡の一六行にみえる「西原にしぼられ、この間に存在する「乙未年」=六九五年以外には考えらにしぼられ、この間に存在する「乙未年」=六九五年以外には考えらにしぼられ、この間に存在する「乙未年」=六九五年以外には考えらにしばられ、この間に存在する「乙未年」=六九五年以外には考えられていては、選挙を表表していては、第一次により、一方には、「本社」のである。

世籍」と理解したうえで、本文書が六九五年に作成されたとしても、 にの〇年以前に日本にもたらされるのは不可能であるという。という のは帳籍の保管は普通二、三〇年間であるから、この文書が新羅の写 経事業が始まり、約一〇年の月日を経て、七三〇年頃にようやく華厳経 経事業が始まり、約一〇年の月日を経て、七三〇年頃にようやく華厳経 経事業が始まり、約一〇年に金鐘寺で華厳経を講義することができた で一〇年後である七四〇年に金鐘寺で華厳経を講義することができた でするのは、あまりに偶然を重ねる無理な解釈ではないかと、尹説を とするのは、あまりに偶然を重ねる無理な解釈ではないかと、尹説を とするのは、あまりに偶然を重ねる無理な解釈ではないかと、尹説を とするのは、あまりに偶然を重ねる無理な解釈ではないかと、尹説を 批判している。

おわりに

との文化交流を知る上でも、興味深い課題である。との文化交流を知る上でも、興味深い課題である。、また新羅と日本で、一、「華厳経論」の日本将来について、新羅学問僧審祥を媒介にしてその過程を復原していくという作業は、今後も大いに検討されるしてその過程を復原していくという作業は、今後も大いに検討されるしてその過程を復原していくという作業は、今後も大いに検討されるできであろう。六九五年作成説を補強する意味でも、また新羅と日本べきであろう。六九五年作成説を補強する意味でも、また新羅と日本であるう。六九五年作成説を補強する意味でも、また新羅と日本でき、興味深い課題である。

実際にはそれほど長期間はかからなかったであろう。 実際にはそれほど長期間はかからなかったであろう。 実際にはそれほど長期間はかからなかったであろう。 実際にはそれほど長期間はかからなかったであろう。 実際にはそれほど長期間はかからなかったであろう。 実際にはそれほど長期間はかからなかったであろう。 実際にはそれほど長期間はかからなかったであろう。 とすれば、必ずしも長期間保存される必要はないであろう。 大きな時間差がなかったとのであろう。 とすれば、必ずしも長期間保存される必要はないであろう。 大きな時間差がなかったとのがあり、正文というよりもむしろ案文として用いられたものである。 また李氏は『華厳経論』写経作業には一〇年も考えられるのである。また李氏は『華厳経論』写経作業には一〇年も考えられるのである。また李氏は『華厳経論』写経作業には一〇年も考えられるのである。とすれば、必ずしも長期間保存される必要はない。 (35)

おらず、十分有効であると考える。る尹善泰氏の説は、様々な批判はあるものの、決定的な欠陥は存していずれにしても現段階において、本文書の作成年代を六九五年とす

もし、本文書成立年が六九五年であるとするならば、これまで主張

動向をまとめることを第一の目標とした。いるのが現状である。本稿ではそうした現状に鑑み、現段階での研究れていない。一方韓国でも、六九五年説はいまだ少数派にとどまって年説は十分に検討されるどころか、日本ではほとんどその存在が知らた従来の研究は再検討をせまられることになる。現段階では、六九五されてきた七五五年説や八一五年説によって統一新羅史を理解してき

全る関心を持って観察することが必要であろう。 (35) 目されていなかった本文書の書風についても、今後の研究では、さら 伝来についてさらに検討を重ねていくべきであろう。またそれほど注 で来についてさらに検討を重ねていくべきであろう。またそれほど注 を楽についてさらに検討を重ねていくべきであろう。またそれほど注 を楽についてさらに検討を重ねていくべきであろう。またそれほど注 は来についてさらに検討を重ねていくべきであろう。

史料編纂所石上英一先生担当ゼミでの報告をもとにしている。 附記1 本論文は、東京大学大学院人文社会系研究科で開かれた、

> いうことになる。 経講説を行っていることから、審祥写経の日本伝来は七三六年以前とものである。また審祥は天平八年(七三六)に良弁の招請により華厳であった元暁(六一七―六八六)が、咸亨二年(六七一)に撰述した

を申し上げたい。

「華厳経論帙内貼文書」の作成年代を六九五年とする上での一つの傍論』の伝来過程についてもその蓋然性を高めるものと考えており、階で日本に伝来されていたという事実は、本稿で想定した『華厳経階で日本に伝来されていたという事実は、本稿で想定した『華厳経

研究の現状」を知った。併読されることを願う。究』(東京堂出版、二〇〇三年一月)所収の、尹善泰「新羅村落文書また、校正中に、新川登亀男・早川万年編『美濃国戸籍の総合的研

山形大学の三上喜孝氏に感謝を表したい。始め大学院生の皆様・諸先輩方にお世話になった。特に稲田奈津子氏、始め大学院生の皆様・諸先輩方にお世話になった。特に稲田奈津子氏、最後ながら、本論の成稿に当たって、石上英一先生、佐藤信先生を

[華厳経論帙内帖文書釈読文]

a潛額

2	當縣沙害漸村見内山燼地周五千七百廿五歩 合孔烟十〇 計烟四余分三
က	此中仲下烟四 下上烟二 下~烟五 合人百卅⊕ 此中古有
4	人三年間中産并合人百冊五(以丁廿九以収一助子七以収一
ಬ	追子十○ 小子⊕ 三年間中産小子五 除公一 丁女卅○
9	以婢五 助 筝十一 以婢一 追 奪九 小 李八 三年間中 産小 李八以婢一
2	除母① 老母一 三年間中列加合人二 以追子一 小子一
∞	合馬 廿五 加馬三
6	台笛百二結二負四束 内視令畬四緒 烟受有舍九□□結二負四
10	東 以村主位 第十九結七十負 「大士二結十負□ 「東
11	合麻田一結九負 合桑子四 以三年間中加種内九十C J
12	合陌子术百廿 古有八十六 以三年間中加權内卅四 合秋子木百十□以三年間加權内卅八古
13	乙未年烟見賜節公等前及白他郡中妻追移 []数合人五
14	小字一除母一 丁女一 列廻 去合人 (0以丁二 小字一 死合人)の以丁一以丁一 小子一 オー 過子 「小子一丁女一 十
15	小子三、以双一、小女一、大字里、 黄阳的月贯甲一、除中一, 神里, 即将一
16	合无去因白馬二 ^{並死之} 死白牛四
17	
~	
18	當縣薩下知村見内山榼地周万二千八百卅歩,此中薩下知村古地周八
19 18	于七百七十歩 掘加利何木杖谷地周四千六十歩 當駅蘭下知於見た山楂地居乃二千八百升步 <u>山中</u> 薩下知於古地居八
19	合孔烟十五 計烟四余分二 此中仲下烟一 _{余子} 下上烟二 _{余子} 千七百七十歩 掘加利何木杖谷地周四千六十歩
20 19	千七百七十歩 掘加利何木杖谷地周四千六十歩
21 20 19	下仲烟五 _{並余子} 下~烟六 _{数余子五} 三年間中収坐内烟一合孔烟十五 計烟四余分二 此中仲下烟一 _{余子} 下上烟二 _{余子} 于七百七十歩 掘加利何木杖谷地周四千六十歩
22 21 20 19	合人百廿五 此中古有人三年間中産并合人百十の 下仲烟五 ^{並余子} 下と烟六 ^{法私一} 三年間中収坐内烟一 合孔烟十五 計烟四余分二 此中仲下烟一 ^{余子} 下上烟二 ^{余子} 千七百七十歩 掘加利何木杖谷地周四千六十歩
23 22 21 20 19	以丁卅①以双四 助子五 追子二 小子二 三年間中産小子三合人百廿五 此中古有人三年間中産并合人百十の下仲烟五 ^{並余子} 下~烟六法私二 三年間中収坐内烟一合孔烟十五 計烟四余分二 此中仲下烟一余子 下上烟二 余子于七百七十歩 掘加利何木杖谷地周四千六十歩
24 23 22 21 20 19	三年間中産小李三 除母一 老母二 三年間中加収内合者公一 丁女們五 ^{以婢三} 助李四 追李十三 小李六以丁卅①以郊四 助子五 追子二 小子二 三年間中産小子三合人百廿五 此中古有人三年間中産并合人百十の 七千仲烟五 ^{並余子} 下~烟六 ^{30余十} 五 三年間中収坐内烟一合孔烟十五 計烟四余分二 此中仲下烟一余子 下上烟二 余子于七百七十歩 捆加利何木杖谷地周四千六十步
25 24 23 22 21 20 19	三年間中産小李三 除母一 老母二 三年間中加収內合者公一 丁女們五以婢三 助拏四 追拏十三 小拏六以丁卅⊕以郊四 助子五 追子二 小子二 三年間中産小子三合人百廿五 此中古有人三年間中産并合人百十の下仲烟五並余子 下~烟六法私一 三年間中収坐内烟一合孔烟十五 計烟四余分二 此中仲下烟一余子 下上烟二 余子于七百七十歩 捆加利何木杖谷地周四千六十歩
25 24 23 22 21 20 19	人七 以列加人[]]以了一 追拿一 小拿一 収坐內烟合人四以助子一 老公一 丁女二 三年間中旗収內合著公一 丁女們五以禪三 助客四 追拿十三 小拿六以丁卅①以双四 助子五 追子二 小子二 三年間中産小子三合人百廿五 此中古有人三年間中産并合人百十の下仲烟五述余子 下~烟六法私 三年間中収坐內烟一余子下上西十五 計烟四余分二 此中仲下烟一余子 下上烟二 余子子丁百七十歩 捆加利何木杖谷地周四千六十歩
. 26 25 24 23 22 21 20 19	人七 以列加人[II]以了一 道拿一 小拿一 収坐內烟合人四以助子一 老会一 丁女二三年間中産小客三 除母一 老母二 三年間中加収內合老公一 丁女卅五以禪三 助客四 道拿十三 小拿六以丁卅○以双四 助子五 追子二 小子二 三年間中産小子三合人百廿五 此中古有人三年間中産并合人百十卯 七千中烟五並余子 下~烟六战余子五 三年間中収坐內烟一余子十七百七十歩 掘加利何木杖谷地周四千六十歩
27 ; 26 25 24 23 22 21 20 19	合馬十八三年間中加馬二 合牛十二以古有十一加牛一 合□□□三結□十四 人七 以列加人[ji]以了一 追拿一 小拿一 収坐內烟合人四以助子一 老公一 丁女二三年間中產小拿三 除母一 老母二 三年間中加収內合及公一 丁女卅五以韓三 助拿四 追拿十三 小李六以下卅○以双四 助子五 追子二 小子二 三年間中産小子三合人百廿五 此中古有人三年間中産并合人百十の 下仲烟五並余子 下~烟六线系1 三年間中収坐內烟一 合孔四十五 計閱四余分二 出中仲下烟一条子
28 27 ; 26 25 24 23 22 21 20 19	□ □三百八十 \$\frac{47846}\$\text{\mathbb{m}}\rightarrow{\mathbb{m}}\rig
29 28 27 ; 26 25 24 23 22 21 20 19	九十八負二束 合田百十九緒五負八束並领受□□ 合麻田□結 負九束 以其村官譲畬三緒六十六負七束 □ 孟五十九結合馬十八三年間中御馬二 合牛十二以古有十一 加牛一 合□□□三結□廿四 人七 以列加人[三以丁」 追客」 小客一 収坐内铟合人四以助子一 老公一 丁女二三年間中産小李三 除母一 老母二 三年間中加収内合 3万十四以双四 助子五 追子二 小子二 三年間中産小子三分人百廿五 此中古有人三年間中産并合人百十億 1年申集年合人百十億 4年 下入烟六法数一 三年間中収坐内烟一 40元型生子 計阅四条分二 出中仲下烟一条子 下上烟二 条子十七百七十歩 掘加利何木杖谷地周四千六十歩

```
ら断簡
               下~烟六 三年間中新収坐内烟一
        以下仲烟一
        合人 (1) — 此中古有人三年間中産并合人六十五六十五
          →十∞ 助子二 追子七 小子舎 三年間中産小子三・六
        丁女十四 助斈四 追拏三 小女四 三年間中産小拏二
        老母一 三年間中新収内合人七 以列収内小拏一
        収坐内烟合人六 以丁一 追子一 小子一 丁女二 追拏一
        合馬八 以古有四 三年間中加四 合牛十一以古有五 三年間中加六
        合笛七十一結六十七負 以其村官謨畬三結 烟受笛六十
        八結六十七負 合田五十八結七負一束並慨受有之
        合麻田一結□負 合桑七百卅古有六百卅
10
        合桁子木冊二<sub>並前内視令節種内之</sub> 合秋子木百七<sub>並古之</sub>
        列廻去合人⑤ 以丁二 T女一 小冬一 列死合人回以丁女二 小冬二六 十二 小子一
12
        合无去因白馬四 邓自一 死牛一
13
14
        前内視令節植内是而死白陌子木十三
15
16
  西原京□□□村見内地周四千八百歩 合孔烟十 計烟一余分五
        此中下仲烟一 下~烟九 合人百分少 此中古有人三年
17
        間中産并合人百十四、以下十多、以郊二、助子の、以郊二、追子人、大
18
        小子中) 三年間中産小子一 老公一 丁女卅①以婢四 助女田丸
19
        追李十○ 以蝉一 小冬旬 三年間中産小冬六三
20
21
        三年間中列収内合人四 以小子一 丁女一 助祭一 老公一
        合馬十並古之 合牛八以古有七 加牛一
23
23
        合蛮廿九結十九負 以其村官謨旂三結廿負 烟受有ث
24
        廿五結九十九負 合田七十七結十九負 以其村官謨田一結
33
        烟受有田七十六結十九負 合麻田一結八負 合桑干二百
        卅五古有子百六十六 合柘子木六十八以古有六十 三年間中加種內八
26
        秋子木卅八<sub>並古之</sub>
23
                   乙未年烟見賜以彼上烟亡廻去孔一
        以客人大以丁二 丁女二 小冬二 列廻去合人八以丁一 助子一 追子一 小子一
8
        [[天二 小字二 列死合人廿一 以丁五以奴一 追子一 老公三 丁女四以辨一
29
        小李□ 老母四以婢一 孔七廻一合【□□ 副章□追李二小李二四 □□三助子一小子二 丁女二
30
        甲午年壹月□省中及白[ ]追以出去因白妻是子亥
        并四以丁女一 小子三 合无去因白馬三以賣如白一 死白馬一 廻烟馬一
32
                以賣如白牛一 廻去烟牛一死白牛
33
        何二
```

凡例

②□は、判読のできなかった文字。□の中の文字は、推定。□ □は、字数が不明な部分。

②継ぎ目は点線 (………) で表す。ゴチックは、追筆力。

新考察」『国史館論叢』七四、一九九七年)、『第五十四回正倉院展』
・一九八五年、初出は一九七七年・七八年)、尹善泰「正倉院的研究」「正倉院佐波理加盤付属文書の解読」(『古代対外関係史の研究」
・「 柳雄太郎 「正倉院金工の銘文」(正倉院事務所編『正倉院の金工』日本

(奈良国立博物館編、二〇〇二年) 六三頁参照。

- (2) 東野治之「正倉院氈の墨書と新羅の対外交易」(『正倉院文書と木簡の研 年)、李成市『東アジアの王権と交易―正倉院の宝物が来たもうひとつの 展】(二〇〇二年)五三頁参照。その他に、「買新羅物解」の問題と関連 을 ―」(「七五二年新羅交易斗 「買新羅物解」―正倉院所蔵貼布記ら 五二年新羅交易と「買新羅物解」―正倉院所蔵貼布記の解釈を中心に 世紀の日羅関係」(『朝鮮史研究会会報』六七、一九八二年)、尹善泰「七 究』塙書房、一九七七年)。李成市「正倉院宝物氈貼布記を通して見た八 道―』(青木書店、一九九七年)第一章―第三章、東野治之「新羅交易と 九〇年)、皆川完一「買新羅物解拾遺」(『正倉院文書研究』二、一九九四 調査―」(『日本古代文書の研究』吉川弘文館、二〇〇一年、初出は一九 毛立女屛風に用いられた文書故紙について―屛風裏面および下貼文書の 察--」(『正倉院文書と木簡の研究』、初出は一九七四年)、杉本一樹 して、東野治之「鳥毛立女屛風下貼文書の研究―買新羅物解の基礎的考 正倉院宝物」(『第五十四回正倉院展』二〇〇二年)などがある。 中心の| 豆--- 」 『歴史と現実』 二四、一九九七年)、 『第五十四回正倉院 解釈 鳥
- 三年〕があるだけである。(3)管見では一九八六年以後、〔安部井正:一九八九〕と〔浜中昇:一九九

- 事務所編『正倉院宝物5 中倉Ⅱ』(毎日新聞社、一九九五年)参照。(4)本文書の表題を、「華厳経論第一帙」と読んでいる立場もある。正倉院
- (5) 『第四十三回正倉院展』(奈良国立博物館、一九九一年)五〇—五一頁に(5) 『第四十三回正倉院展』(三○センチメートル、横は五八センチメートル、b断簡の横は六○センチメートルであるという。『第五十四回正倉院展』(三○○二年) 五六頁によると、a断簡るという。『第四十三回正倉院展』(奈良国立博物館、一九九一年) 五〇—五一頁に(5) 『第四十三回正倉院展』(奈良国立博物館、一九九一年) 五〇—五一頁に
- (6) 文書の現状に関して従来の言及は、〔野村忠夫:一九五三〕〔川副武胤:一九六五〕、正倉院事務所編『正倉院の書蹟』(日本経済新聞社、一九六四年)、〔乗告秦:二〇〇〇a〕『第五十四回正倉院展』(二〇二年)などがある。李仁哲:一九九六〕[李喜寛:一九九九〕〔金寿泰:二〇〇〇〕参照。(8)〔李仁哲:一九九六〕[李喜寛:一九九九〕〔金寿泰:二〇〇〇〕参照。(8)〔李仁哲:一九九六〕[李喜寛:一九九九〕〔金寿泰:二〇〇〇〕参照。(8)〔李仁哲:一九九六〕一二十二七頁では、その間の本文書研究の成果を三期に分けて網羅的に紹介しており、全体的な研究史整理においては便三期に分けて網羅的に紹介しており、全体的な研究史整理においては便一人の書談に関して従来の言及は、〔野村忠夫:一九五三〕〔川副武胤:
- (9)〔姜晋哲:一九六九〕参照。
- 訂古歌研究』(一潮閣、一九六五年)参照。 研究』(京城帝国大学、一九二九年) 二七一―二七三頁参照。梁柱東『増武に受容しようとした努力の産物であった。小倉進平『郷歌及び吏読の(10)「吏読」は古代日本の「万葉仮名」と類似のもので、中国の漢字を新羅
- (11)〔金寿泰:二〇〇〇〕五六—五七頁参照。

- (12) 『第五十四回正倉院展』(二〇〇二年)、五六―七頁参照。
- 六四頁に、それぞれの時点での研究史がまとめられている。(13)〔浜田耕策:一九八六〕五七三─五九○頁、〔李仁哲:一九九六〕六三─
- (4) a断簡に二箇所(一三行・三二行)、b断簡に一箇所(二七行)である。
- れる期間までを意味する。い)・六六八年の高句麗滅亡から、九三五年に高麗の王建によって滅ぼさい)・六六八年の高句麗滅亡から、九三五年に高麗の王建によって滅ぼさ(15) 周知の通り統一新羅期は、六六○年百済滅亡(六六三年の白村江の戦
- (16)〔旗田巍:一九五八、九〕参照。
- (17)〔武田幸男:一九七六〕参照。
- 入れられていた。〔武田幸男:一九七六〕二四三―二四八頁参照。に武田説(八一五年説)は、緻密な考証と文書の筆跡の見分けによる追に武田説(八一五年説)は、緻密な考証と文書の筆跡の見分けによる追より、日本側の研究成果に依存する傾向があったことは事実である。特別、本文書は、新羅の史料でありながら日本側に現存している特殊な事情に
- 19)〔尹善泰:二〇〇〇〕一九—二四頁参照。
- 頁参照。(20)李基白編『韓国上代古文書資料集成』(修正増補版、一九九三年)二八(20)李基白編『韓国上代古文書資料集成』(修正増補版、一九九三年)二八
- 究院、一九九二年)三八一頁参照。(21)韓国古代社会研究所編『訳註韓国古代金石文(3)』(駕洛国史蹟開発研

22

一九八二年に載せられている。

一九八二年に載せられている。

一九八二年に載せられている。

「國學院雑誌」八三一六、「文法」は、小見山春生氏によって翻訳されて、「國學院雑誌」八三一六、鴻池発掘調査報告書」(韓国文化部文化財管理局編、学生社、一九九三鳴池発掘調査報告書」(韓国文化部文化財管理局編、学生社、一九九三鳴池発掘調査報告書」二冊新羅慶州の雁鳴池出土木簡については、「雁鴨池発掘調査報告書」二冊新羅慶州の雁鳴池出土木簡については、「雁鴨池発掘調査報告書」二冊

- (26)〔李喜寛:一九九九〕一三頁の註三六参照。
- (27)〔金寿泰:二〇〇〇〕六一一〇頁参照。
- (28) 〔尹善泰:二〇〇〇〕二三頁の註三五参照。
- (29)〔尹善泰:二〇〇〇〕三四―四七頁参照。
- 卷五五頁。 卷五五頁。 一〇卷二七八頁、一七卷二○頁、同卷一二九頁、二二
- 東大寺編』法蔵館、一九八〇年、初出は一九七三年)四一七頁参照。(31)堀池春峰「華厳経講説よりみた良弁と審詳」(『南都仏教史の研究(上)
- (32) 『三国史記』巻八、新羅本紀八、神文王五年三月条!
- (3) 凝然の『三国仏法伝通縁起』中によると、審祥による華厳経講義は、天中一二年(七四〇)の金鐘寺華厳経講義(『東大寺要録』巻五、諸宗章第年一二年(七四〇)の金鐘寺華厳経講義(『東大寺要録』巻五、諸宗章第
- (3)〔李仁哲:一九九六〕七八頁註一五○参照。
- (35) 井上薫『奈良朝仏教史の研究』(吉川弘文館、一九六六年) 第三章 [写

準じて考えることができると思う。 経事業は短期間で行われていたことが分かる。新羅の写経事業もそれに経事業の創始」、第六章「写経事業の展開」によると、日本での個別の写

- (36) 具体的には、官文書払い下げシステムの分析と写経システムの解明などの構造的分析を含め、古文書とほかの同時代史料との比較研究など、残ら構造的分析を含め、古文書とほかの同時代史料との比較研究など、残り異編『古代文書論―正倉院文書と居かの同時代史料との比較研究など、残り異編『古代文書論―正倉院文書とは、一九九七年)、皆川完一編『古代中世史科学研究』(吉川弘文館、一九九九年)、山下有美『正倉院文書と本館・漆紙文書―』(東京大学出版会、一九九九年)、山下有美『正倉院文書と写経所の研究』(吉川弘文館、一九九九年)、学原永遠男『奈良時代の写経と内裏』(塙書房、二〇〇年)、九九九年)、学原永遠男『奈良時代の写経と内裏』(塙書房、二〇〇年)、大九九年)、学原永遠男『奈良時代の写経と内裏』(塙書房、二〇〇年)、大九九年)、学原永遠男『奈良時代の写経と内裏』(塙書房、二〇〇年)、大九九年)、学原永遠男『奈良時代の写経と内裏』(塙書房、二〇〇年)、大九九九年)、東京大学出版会、一九九九年)、東京大学出版会、一九九九年)、学原永遠男「正倉院文書を選手を選手を持ている。
- (37) 神田喜一郎「正倉院の書蹟の概観」(正倉院事務所編『正倉院の書蹟』) 一三頁によると、「この「新羅国官文書」の書は実に見事である。おそらく朝鮮の墨書の書蹟として、朝鮮日本を通じて現在最古のものであろう。である。そうしてその書風が大宝二年(七〇二)の戸籍の書と一脈相通である。そうしてその書風が大宝二年(七〇二)の戸籍の書と一脈相通である。そうしてその書風が大宝二年(七〇二)の戸籍の書と一脈相通である。そうしてその書風が大宝二年(七〇二)の戸籍の書と一脈相通である。そうしてその書風が大宝二年(七〇二)の戸籍の書と一脈相通である。これた五〕は、この書風を「六朝風」の影響を示す大宝二年の御野国戸籍(聖徳太子の法華義疏にみられる書風)に近い書体と理解している(二九八頁参照)。また東野治之氏は、「藤原宮木簡の書蹟』)

年)二九一―二九七頁で、本文書の書風と藤原宮の木簡との書風は六朝年)二九一―二九七頁で、本文書の書風と藤原宮の木簡との書風は新期風の表ある筆致である共通点があるのを指摘し、書風からみる際、同原の影響であろうと主張する。同氏の註2前掲書も参照。そして鬼頭清島の影響であろうと主張する。同氏の註2前掲書も参照。そして鬼頭清郎に「此」の字と「奴」の字に注目しながら古い六朝風の書風は朝鮮半郎に「此」の字と「奴」の字に注目しながら古い六朝風の書風は朝鮮半郎に「此」の字と「奴」の字に注目しながら古い六朝風の書風は朝鮮半郎には、唐との直接交流がほとんどなく、先進的な文物は新知の書風は藤原宮木簡との書風は六朝紀がから受容されていたことと関係しているのではないか、と指摘してい程から受容されていたことと関係しているのではないか、と指摘してい程から受容されていたことと関係しているのではないか、と指摘している。